

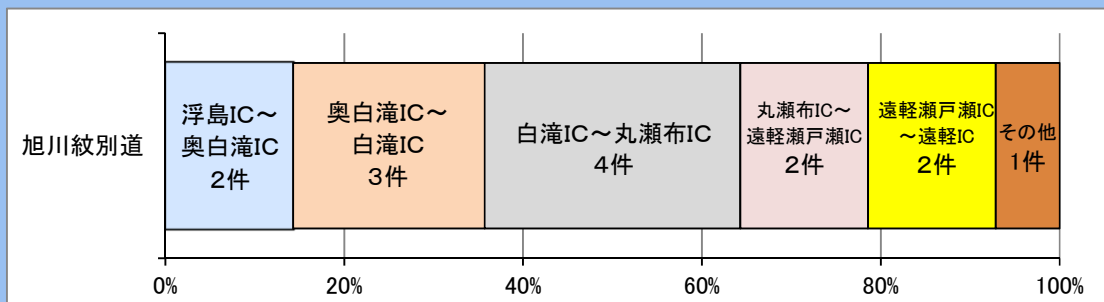
# 速度取締指針

## 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊速度取締りの重点

路線	区間	規制速度
旭川紋別自動車道	上川町との境界(キロポスト49.3)～遠軽IC	70km/hまたは80km/h

重点路線・区間以外であっても、取締りを行います。

## 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊管内における交通事故実態(令和2年7月～9月末)



▲ 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊の管内では、令和2年7月～9月末までの間、人身交通事故の発生はありませんでしたが、物件交通事故は14件発生しており、IC区間別内訳は上のグラフのとおりです。

▲ 発生した物件交通事故14件のうち、車両単独が11件、車両対車両が3件となっています。

▲ 車両単独11件のうち、3件は動物(鹿・熊・狸)との衝突によるものです。

▲ 事故の約3割は18～20時に発生していることから、同時間帯は特に注意をお願いします。

### ～北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊から～

- 夕暮れ時から夜間にかけての事故が多く発生していることから、適宜パーキングで休憩し、万全な体調で運転して下さい。
- 動物と衝突する事故も発生していますので、規制速度を遵守して運転して下さい。

### その他の交通指導取締りの要点

妨害運転等の危険性が高い違反の取締りを強化します。

### 令和2年7月から令和2年9月末までの速度違反取締り結果

路線	区間	規制速度	取締り件数
旭川紋別自動車道	上川町との境界(キロポスト49.3)～遠軽IC	70km/h または 80km/h	173件